議決された主な議案等

※12月定例会では、市長提出議案24件、委員会提出議案1件、陳情5件の採決を行いました。
※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成　－：反対

会派名		※会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する２人以上の議員で構成されます。 ※会派に属する議員は代表質問を行うことができます。また、議会運営委員会や予算・決算等特別委員会の委員となることができます。		自民党・無所属の会					夢みらい鎌倉				鎌倉市議会公明党議員団			日本共産党鎌倉市議会議員団			神奈川ネットワーク運動・鎌倉		銀河鎌倉		無所属					
議員名		※◎は会派の代表者 ※池田実議員は議長のため、採決には参加していません。		◎中村聡一郎	くり林こうこう	後藤吾郎	志田一宏	森功一	◎前川綾子	中里成光	日向慎吾	池田実	◎大石和久	児玉文彦	納所輝次	◎吉岡和江	武野裕子	高野洋一	◎保坂令子	井上三華子	◎くりはらえりこ	岡田和則	千一	出田正道	藤本あさこ	竹田ゆかり	長嶋竜弘	松中健治
主な議案等			議決結果																									
条例	第51号	鎌倉市無電柱化条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	－	－	－	○	○	－	○	○	○	○	○	○	－
	第55号	鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第57号	鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補正予算	第58号	令和６年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	第42号	業務委託契約の締結について （鎌倉市新庁舎等基本設計及びＤＸ支援業務委託）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－
	第45号	指定管理者の指定について （鎌倉市民活動センター、大船市民活動センター）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
	第47号	逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
議会議案	第5号	再審法改正を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情	第39号	極楽寺二丁目「滞在型国際交流施設」についての陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第41号	深沢への新市庁舎整備を進めることを求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	－	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－

12月定例会

12月定例会では、委員会から1件の議案が、また市長から24件の議案が提出されました。
主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《委員会提出議案》

再審法改正を求める意見書の提出について【議会議案第5号】
（意見書の内容は5面に掲載）
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

《市長提出議案》

条例関係議案

鎌倉市無電柱化条例の制定について【議案第51号】
都市防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保および景観の保全に資することを目的として、電線類を地下に埋設することによる無電柱化について、必要な事項を定めようとするものです。
その主な内容は、条例で定める路線または区域における電線類の敷設や費用負担に関する規定、無電柱化が特に必要であると認められる道路において、占用の禁止または制限等の措置を講ずる旨の規定などを定めようとするもので、令和7年（2025年）4月1日から施行しようとするものです。
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

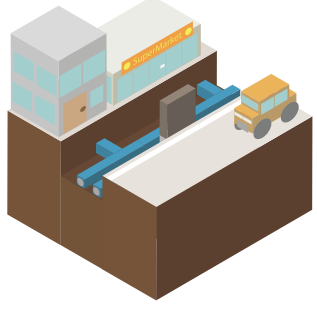

鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について【議案第55号】
いなむらがさき子どもの家「いなほ」について、令和7年（2025年）3月に新設する施設に運営施設を移転することに伴い、新施設の子ども室の面積に応じて、利用定員を36人から35人に改めようとするものです。条例の施行日は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について【議案第57号】
学びの多様化学校（不登校特例校）を設置するため、御成中学校に分校を置き、分校の名称を由比ガ浜中学校とすることおよびその位置を定めようとするものです。条例の施行日は、令和7年（2025年）4月1日から施行しようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

補正予算

令和6年度鎌倉市一般会計補正予算（第7号）【議案第58号】
史跡建物等移転補償金、市有地の枝払いおよび測量業務に係る経費などを追加しようとするもので、歳入歳出ともに4042万2千円を増額し、補正後の総額は776億7990万5千円となります。
また、鎌倉地域漁業支援施設防波堤整備事業について継続費の追加、第二小学校受水槽改修事業について繰越明許費の追加、川喜多映画記念館管理運営事業費ほか11事業費について債務負担行為の追加をしようとするものです。
議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

業務委託契約の締結

業務委託契約の締結について【議案第42号】
（議案の内容は5面「建設常任委員会」の記事に掲載）
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

指定管理者の指定

指定管理者の指定について【議案第45号】
鎌倉市市民活動センター条例に定める鎌倉市民活動センターおよび大船市民活動センターの指定管理者として、特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議を指定するものです。期間は令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間です。
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

事務の委託に係る協議

逗子市と鎌倉市との可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議について【議案第47号】
鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設で鎌倉市の可燃ごみの焼却処理を実施するに当たり、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託を行うため、鎌倉市が逗子市と協議を行うことについて、議会の議決を得ようとするものです。
議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

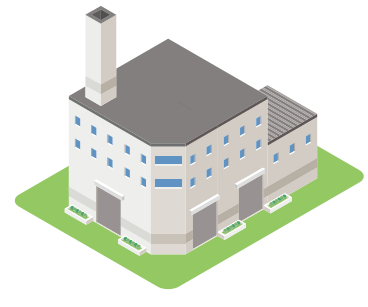

編集後記

4年間の議員の任期も残すところ3カ月半です。
「読まれる議会だより」を目指し、紙面の刷新がされたのはお気づきでしょうか？　SNSなどのデジタル的な手法が進み、偏った情報に危うさも懸念される昨今、議員とのリアルな対話の場や、議会だよりのアナログな手法こそ大切と感じます。
市民の視点に立った魅力ある議会だよりが市民と政治をつなぎ「市民の意見を代弁する」という議員活動もより活性化します。今後とも見守っていただきたいです。

議会広報委員 井上 三華子